

1 プラン策定の趣旨

21世紀を迎えた今、少子高齢化、経済活動の低迷、国際化、情報通信の高度化などにより、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化し、大きな転換期を迎えています。こうした社会の変化の中で、平成11年に成立した「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21世紀の最重要課題と位置付けられています。

安城市においては、男性と女性が性別にとらわれず能力を発揮し、利益と責任を分かちあえるまちづくりを市民・学校・企業・行政など安城市を構成する者すべてが進めていくための指針として、「安城市男女共同参画プラン」を平成12年4月に策定し、取り組んできました。

近年の我が国の男女を取り巻く社会環境をみると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の成立・改正、次世代育成支援対策推進法の成立、育児・介護休業法の改正など、法律や制度面で男女平等は進んできました。しかしながら、現実には、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で男女の不平等感がみられ、「男性は仕事、女性は家庭」に代表されるような性別役割分担意識が根強く残っています。

これからの時代は、男女がともに多様な生き方を選択することができ、対等なパートナーとして互いに協力しあうことができるような社会環境づくりが必要です。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針として、「安城市男女共同参画プラン」の成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取り組みを盛り込んだ「第2次安城市男女共同参画プラン」を策定します。

2 プラン策定の背景

(1) 世界の動き

第2次世界大戦後の1945年(昭和20年)に定められた国連憲章の前文に男女平等がうたわれ、1946年(昭和21年)には「婦人の地位委員会」を設置し、精力的に女性問題に対する取り組みが進められてきました。

1975年(昭和50年)には、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、女性運動の目標、男女平等の理念の普及に前進がみられました。

その後「国連婦人の10年」運動が展開される中、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されるなどの進展がみられ、1985年(昭和60年)に「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されるに至っています。

近年では、1995年(平成7年)に、北京において「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この行動綱領は、西暦2000年に向けて取り組むべき優先分野を示しており、女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)となりました。

そして、2000年(平成12年)ニューヨークにおける国連特別総会で「女性2000年会議」が開催され、参加各国の「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治宣言」と「行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されています。

2005年(平成17年)には、「第49回国連婦人の地位委員会」通称「北京+10」がニューヨークにおいて開催されました。

(2) 日本の動き

わが国においては、「世界行動計画」を受けて、1975年（昭和50年）には「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定されました。1985年（昭和60年）には「男女雇用機会均等法」の制定を経て「女子差別撤廃条約」を批准し、72番目の締約国となりました。続いて、「ナイロビ将来戦略」を受けて、1987年（昭和62年）には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年（平成3年）には第一次改定が行われています。1992年（平成4年）には「育児休業法」が施行され、1994年（平成6年）には推進体制を強化するため、「男女共同参画推進本部」が設置されています。また、1995年（平成7年）には、育児休業法に介護休業制度を付加し、「育児・介護休業法」として大幅な改正が行われ、育児休業制度は1995年（平成7年）4月から、介護休業制度は1999年（平成11年）4月から、全事業所において導入が義務付けられました。さらに、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」を受けて、1996年（平成8年）には、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

その後、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、2000年（平成12年）には、我が国初の法定計画となる「男女共同参画基本計画」が制定されています。

2001年（平成13年）には、長い間、家庭の中の問題として見過ごされてきた配偶者やパートナーからの暴力を防止すること及び被害者の保護救済を目的として「DV防止法」が制定され、2004年（平成16年）には、暴力や保護命令の対象範囲を拡大し、より実質的に被害者を守るための改正を行っています。

また、2004年（平成16年）の合計特殊出生率は1.29となり、急速な少子化の進行は、深刻な社会問題となっています。2003年（平成15年）には、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などを規定した「次世代育成支援対策推進法」を制定するほか、2004年（平成16年）には、育児・介護休業法の改正を行い、育児・介護休業の取得対象をパート労働者にも拡大するなど、積極的な取り組みを進めています。

2005年（平成17年）には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定されました。

～ 各省庁の主な動き ～

法務省	例外的夫婦別氏制度の導入についての検討
文部科学省	省内における審議会等における女性委員の登用について、他省庁に先駆けた目標数値の設定
厚生労働省	報道機関等を通じた広報活動、シンポジウム、セミナー等の開催、ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施、事業主に対する指導、援助の実施
農林水産省	農山漁村における男女共同参画の実現に向けて総合的かつ効果的な施策を推進
経済産業省	女性が起業しやすい環境の整備（創業塾による能力開発支援、市民活動活性化モデル事業（市民ベンチャー事業）、女性・高齢者起業家への融資制度）

（3）愛知県の動き

愛知県においては、1976年（昭和51年）に「青少年婦人室」、県庁内の各部局の連携組織としての「愛知県婦人関係行政推進会議」、民間有識者等の意見を聴く「愛知婦人問題懇話会」が設置され、総合的な取り組みが開始されました。

1989年（平成元年）には女性行動計画「あいち女性プラン」が策定され、1997年（平成9年）には社会・経済情勢の急激な変化や国内外の動きを受けて「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。また、「男女共同参画社会基本法」の制定及び愛知県男女共同参画懇話会からの提言（21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について）を受けて、2001年（平成13年）に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。

2002年（平成14年）4月には、社会のあらゆる分野において男女の区別なく互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造をめざし「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

また、2005年（平成17年）12月には、ドメスティック・バイオレンスを容認しない社会の実現に向けて「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

(4) 安城市の動き

安城市においては、2000年（平成12年）4月に企画政策課に男女参画係を設置し、同月に策定した「安城市男女共同参画プラン」の普及に努めてきました。

2001年（平成13年）には、男女共同参画社会を実現することを目的に、市民グループがネットワークを組んで「さんかく21・安城」として発足し、啓発活動や交流活動など積極的な取り組みを続けています。

2003年（平成15年）には、市における担当部署を市民活動課市民協働係へ移し、市民活動と共に男女共同参画を進める体制ができあがりました。

また、第7次総合計画をはじめ、市におけるさまざまな計画の策定や見直しを行う際には、それぞれの計画において、男女共同参画推進の視点に立ったプランニングを進めています。

2004年（平成16年）には、安城市男女共同参画プランの見直しを控え、市民公募委員も交えた第2次安城市男女共同参画プラン策定懇話会を立ち上げ、男女共同参画に関する市民の意識調査、行政における安城市男女共同参画プランの進捗状況調査などを経て、2006年（平成18年）3月、「第2次安城市男女共同参画プラン」を策定しました。

第7次安城市総合計画 平成17～26年度

この計画では、「市民とともに育む環境首都・安城」をめざす都市像とし、豊かな自然やこれまでに培ってきた歴史、文化など市の有する環境資源を大切にし、新しい発想と視点をもち、市民との協働により個性あるまちづくりをめざしています。計画は、市のマスタープランとして、基本構想と6つの基本計画からなり、この基本計画の中の一つ「計画推進・市民が主役となる環境づくり」において、男女共同参画施策を推進することを示しています。

安城市地域福祉計画 平成17～20年度

この計画では、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域住民、企業を含む事業者、そして行政、社会福祉協議会の連携のもとに互いに支え合うことが重要であるとの認識から、「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念に、「地域での助け合い・支え合い」、「地域の生活ニーズに対応したサービス」、「福祉全体の質的向上」、「地域づくり・拠点づくり」をめざしています。

この中で、男女を問わない地域における助け合い活動や、地域における子育て支援についての方針を示しています。

安城市次世代育成支援行動計画 平成 17～21 年度

この計画では、「子どもを育てる喜びを家庭・地域・社会とともにはぐくむまち」を基本理念に、世代を超えた地域の人々の温かいまなざしと支えの中で、子どもを生み育てる喜びを実感できるまちをめざしています。

また、基本理念の実現に向け、「地域における子育ての支援」、「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」、「子育てを支援する生活環境の整備」、「職業生活と家庭生活との両立の推進」、「子どもの安全の確保」、「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」、「次代の親の育成」を基本方針に定め、総合的な施策を推進しています。

この中で、子育てによる負担を軽減し、女性が社会へ参画しやすい環境を整えるための方針を示しています。

第2次安城市生涯学習推進計画 平成 17～26 年度

この計画では、「ふれあい 学びあい きらめく安城」をめざし、「市民主体の生涯学習」、「地域を育む生涯学習」、「人を育てる生涯学習」の3つの基本方針を掲げ、市民が自発的に学び、いきいきとした地域づくりの実現をめざしています。

この中で、男女共同参画や子育て支援などに関する学習を促進する上での方針を示しています。

健康日本21 安城計画 平成 16～25 年度

この計画では、市民一人ひとりが生涯にわたり健康について自己管理していく力を高め、自らの健康づくりを継続して実践することをめざし、「市民一人ひとりの生きる力の育成」、「健康づくりに取り組みやすい環境の整備」、「市民一人ひとりを支える地域活動・組織活動の推進」、「ライフステージ別の取り組み」を基本方針に、市民の健康の維持・増進のための取り組むべき方向性を打ち出しました。

この中で、妊娠・出産期における母性の健康管理などに関する取り組みを示しています。

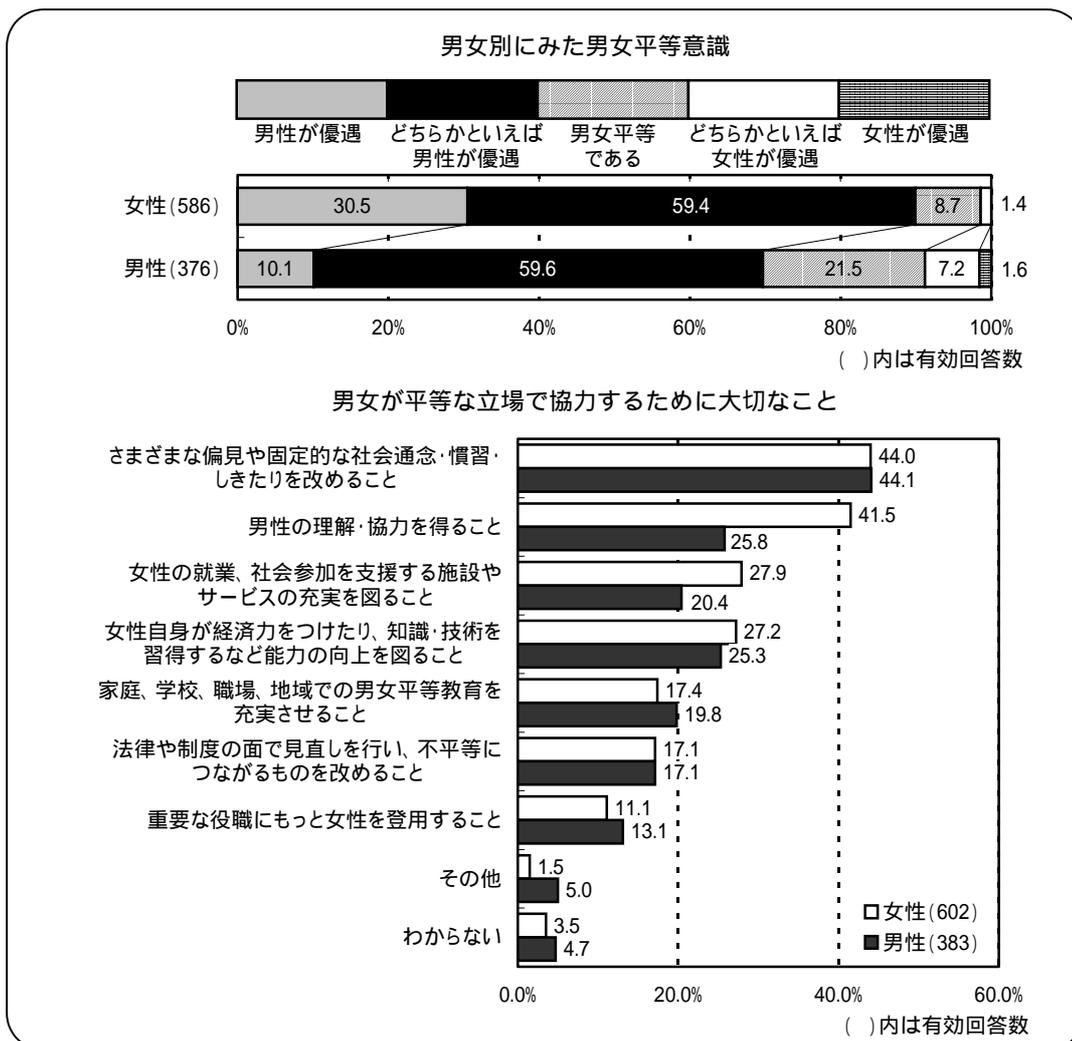
(5) アンケート調査にみる市民の意識

男女平等意識について

男女ともに男性の方が優遇されているという意識が高い

「男性が優遇」、「どちらかといえば男性が優遇」と回答した人の割合は、女性で89.9%、男性で69.7%となっており、男女ともに男性の方が優遇されているという意識が高くなっていますが、男性に比べ女性の方が不平等感が強く、男女の間で意識の違いがみられます。

また、男女が平等な立場で協力しあっていくために大切なこととして、男女ともに「さまざまな偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」と回答した人が最も多くなっています。次いで、「男性の理解・協力を得ること」と回答した人が男女ともに多くなっていますが、その割合は女性で41.5%、男性で25.8%となっており、男女の意識の差が顕著に表れています。

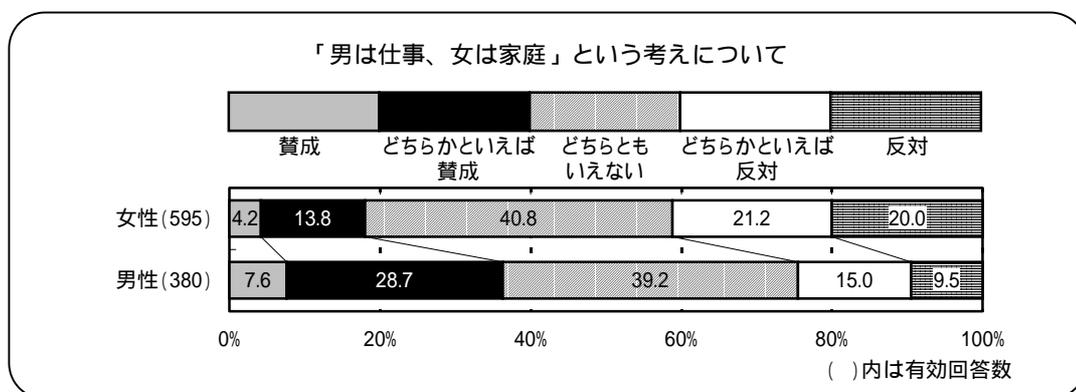


資料・男女共同参画に関する市民の意識調査（平成16年度）

男女の役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する割合が女性より男性で高い

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は、女性が18.0%であるのに対し、男性では36.3%と女性のほぼ2倍になっています。女性より男性で、固定的役割分担意識が強く、女性との意識の差が目立ちます。



資料・男女共同参画に関する市民の意識調査（平成16年度）

アンケート調査の概要

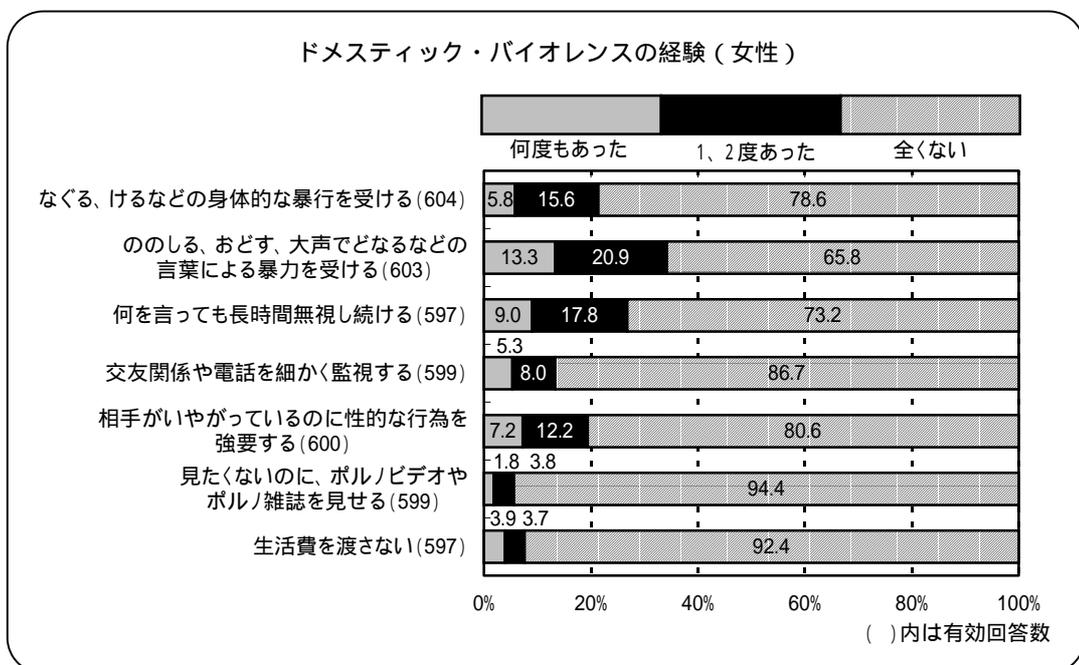
- 調査名 男女共同参画に関する市民の意識調査
- 調査対象 安城市に在住の20歳以上の男女2,000人
(男女各1,000人ずつ。20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代の各年代から男女各200人を抽出)
- 調査期間 平成16年6月～7月
- 有効回収率 1,015通(50.8%)

ドメスティック・バイオレンスについて

言葉による暴力を女性の3分の1が経験

ドメスティック・バイオレンスについての経験に関して、「ののしる、おどす、大声でどなるなどの言葉による暴力を受ける」などの言葉による暴力を受けたことがある女性は34.2%であり、「なぐる、けるなどの身体的暴行を受ける」といった身体的な暴力を受けたことがある女性は21.4%となっています。

ドメスティック・バイオレンスは、表面化しにくいことが特徴で、被害者が一人で悩むケースが多く、社会問題となっています。



資料・男女共同参画に関する市民の意識調査（平成16年度）

ドメスティック・バイオレンス

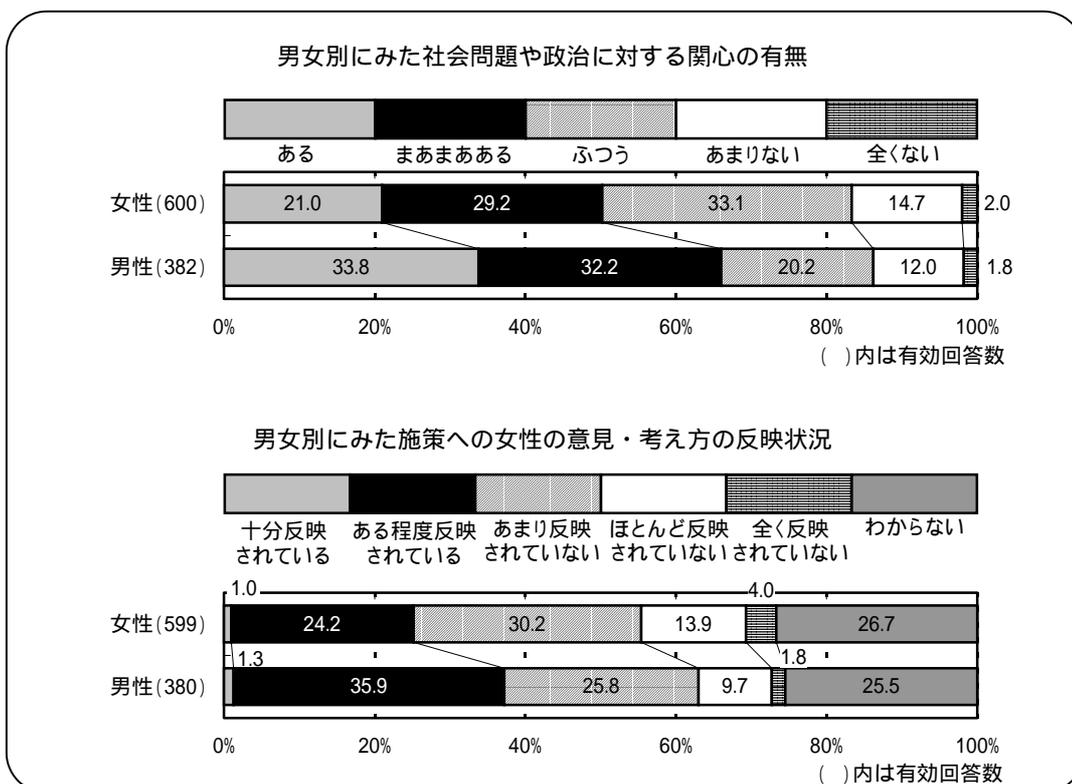
日本語に直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的に「夫や恋人など親密な関係にある、または、あった男性から女性に振るわれる暴力」という意味で使われることが多く、身体的・精神的・性的・経済的暴力などがあります。

社会問題・政治について

社会問題や政治に対して関心がある割合が男性より女性で低い

社会問題や政治について、関心が、「ある」、「まあまあある」と回答した人の割合は、女性が50.2%、男性が66.0%で、男性に比べて女性で低くなっています。また、国・県・市の施策に女性の意見や考え方が、「十分反映されている」、「ある程度反映されている」と回答した人の割合は、女性が25.2%、男性が37.2%で、男性に比べて女性で低くなっています。

社会問題や政治に対して意識を持つこと、意識を持てるための環境を整えることが求められます。

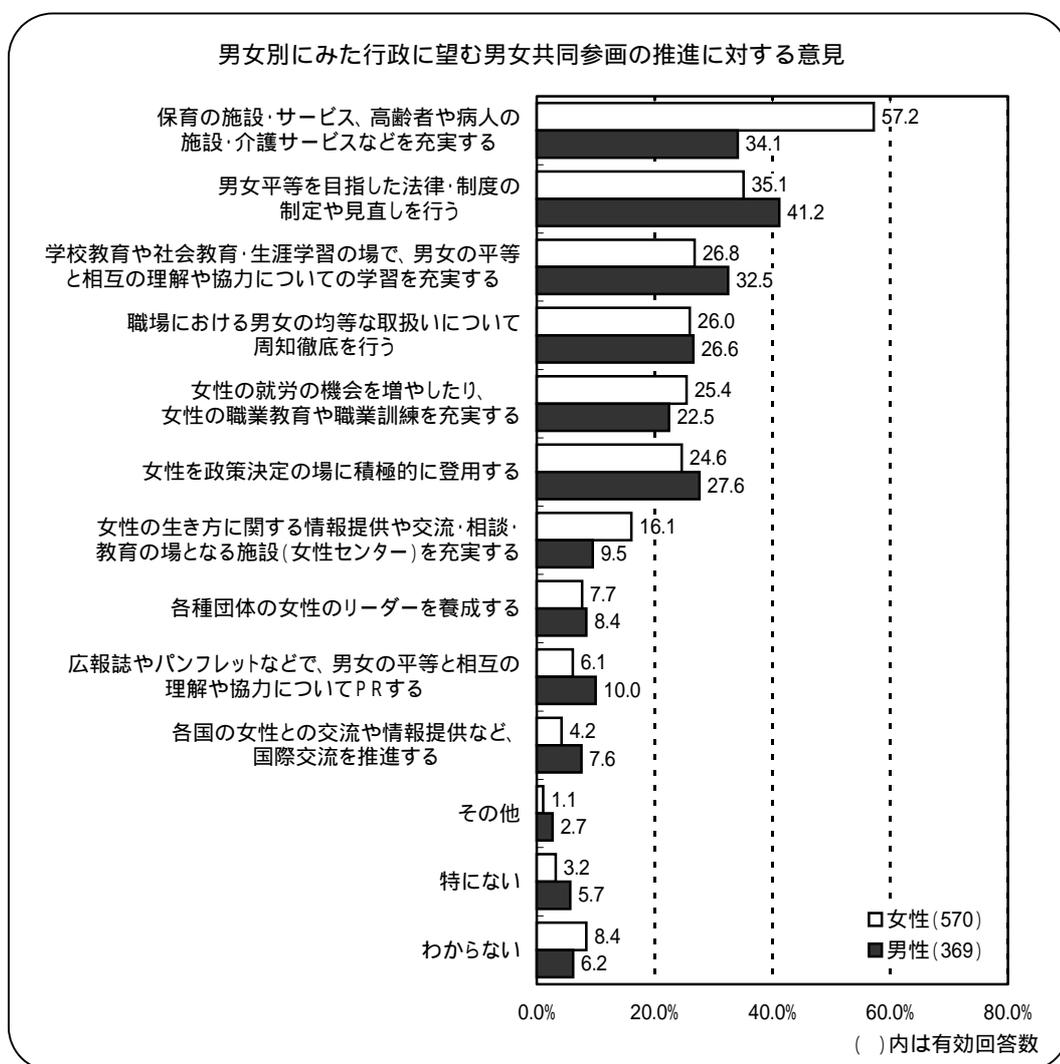


資料・男女共同参画に関する市民の意識調査(平成16年度)

行政に望む男女共同参画の推進について

子育て・介護支援施策の充実が望まれる

男女共同参画社会の推進のために行政が力を入れていくべきこととして、女性では「保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設・介護サービスなどを充実する」と回答した人の割合が57.2%と最も高く、男性の34.1%に比べ特に高くなっています。女性の方が子育てや介護に対する社会的支援を強く求めていることが分かります。一方、男性では「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」と回答した人の割合が最も高くなっています。



資料・男女共同参画に関する市民の意識調査(平成16年度)

